

# 危険物新聞

第 5 4 8 号  
 発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 編集人 松 村 光 惟  
 発行人  
 大阪市西区新町 1 丁目 5 - 7  
 四つ橋ビル  
 TEL 06(6531) 9 7 1 7・5 9 1 0  
 定価 1部 60円

## 第 2 回 危険物取扱者試験 10月10日(日)、近大で

(財消防試験研究センター大阪府支部では、平成11年度第2回危険物取扱者試験を10月10日(日)、東大阪市の近畿大学で次のとおり実施する。

### 第2回危険物取扱者試験

試験日	10月10日(日) ・乙種4類(午前・午後) ・甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
試験会場	近畿大学(東大阪市)
願書受付日	9月14日、16日、17日
願書受付場所	(財消防試験研究センター大阪府支部 大阪府中央区谷町2-2-22、NSビル9F TEL 06-6941-8430

### 受験準備講習会は甲種、乙4、丙種について

受験準備講習会は、甲種、乙種4類、丙種について大阪、堺、枚方、東大阪、高槻など府下10会場で、また講習受付は、9月1日、豊中会場を皮切りに別掲(8頁参照)のとおり実施する。

### 土・日コースは電話予約を

土曜コース・日曜コース(両コース共、定員140名)は、希望者が多数の為、電話予約による受付を行っている。受講希望者は、電話(06-6531-9717)に予約されたい。(但し、満席になり次第締切り)

## 6月の試験結果

甲種37.1%、乙4 39.3%

(財消防試験研究センター大阪府支部では、平成11年度第1回危険物取扱者試験を6月20日、大阪府立大学で実施したが、その結果が7月23日に発表された。試験区分別の合格率は次のとおりである。

区 分	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲 種	475	176	37.1
乙種1類	132	89	67.4
乙種2類	120	77	64.2
乙種3類	120	84	70.0
乙種4類	5,304	2,086	39.3
乙種5類	142	94	66.2
乙種6類	201	132	65.7
丙 種	1,382	736	53.3

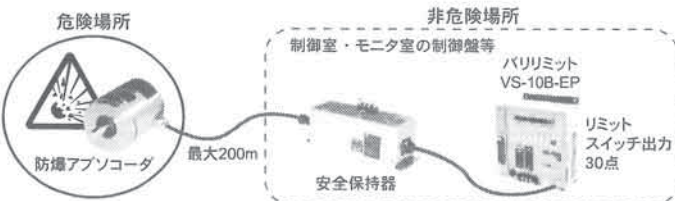


## 防爆アブソコーダ

本 質 安 全 防 爆 構 造 i2G4

### 脱防爆リミットスイッチへのご提案

防爆アブソコーダと安全保持器・バリリットの組合せで、防爆リミットスイッチ30個に相当したリミットスイッチ出力が自由に設定できます。



発火性物質・ガス・粉塵など  
 悪環境ではエヌエスデイの  
 防爆アブソコーダが  
 安全で安心です。

工ヌエスデイ株式会社

ABSO事業部営業本部  
 大阪営業所

〒460-8302 名古屋市中区大須3-31-23  
 〒569-0071 高槻市城北町1-14-17 興喜ビル

TEL (052)-261-2352  
 TEL (0726)-76-2111

## 危険物規制の動向

「給油取扱所における  
単独荷卸しに係る運用について」

消防庁危険物規制課

## 1 はじめに

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業は、従来、保安上の問題から、当該給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いの下に行われる必要があるとしてきたところである。

しかしながら、輸送効率向上等の経済的、社会的要請を受けて、平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画について」において、夜間等に給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者（以下「乗務員」という。）が単独で荷卸しを行うこと（以下「単独荷卸し」という。）に係る安全性の問題について検討することとされ、単独荷卸しにおける安全確保策について検討してきたところである。

今般、従来からの安全対策に加えて、給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置するとともに、乗務員に対して必要な教育訓練を行う等、関係者（給油取扱所に石油を販売し、かつ、運送業者に石油を運搬させる石油供給者（石油元売り会社、商社等）、運送業者及び給油取扱所の所有者等をいう。）において所要の措置が講じられた場合には、単独荷卸しにおいても、従来行われている給油取扱所の従業員

である危険物取扱者の立会いの下に行われる荷卸しと同等の安全水準を確保できることが明らかになったところである。

これを踏まえ、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」（平成11年2月25日付け消防危第16号消防庁危険物規制課長通知（以下「16号通知」という。））において、単独荷卸しに係る運用を定めたところである。

本稿においては、16号通知の内容を基に、給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について概説することとした。

## 2 給油取扱所において単独荷卸しが可能となる要件

給油取扱所において単独荷卸しを安全に実施するためには、関係者が次に掲げる事項をそれぞれ実施する必要がある。

## (1) 石油供給者の実施する事項

単独荷卸しは一つの行政区域内に限定されることなく広範囲で行われる可能性があることから、石油供給者が中心的な役割を果たすことが重要となる。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(6358)9467(代表)

株式会社技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎6358-9467-8



## 給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備

安全対策設備	概 要
コンタミ防止装置	移動タンク貯蔵所から専用タンクへ危険物を荷卸しする際にコンタミ <sup>注1</sup> を防止するための装置であり、移動タンク貯蔵所に備えられる機器と専用タンク（注入口を含む。）に設けられる機器から構成されるものである。
過剰注入防止設備	移動タンク貯蔵所から専用タンクへ危険物を荷卸しする際に危険物の過剰な注入を防止するための装置であり、専用タンクに設けられる機器のみから構成されるものと移動タンク貯蔵所及び専用タンクの両方に設けられる機器で構成されるものがある。
タンク貯蔵量表示装置	乗務員が単独で、容易に専用タンク内の危険物の量を自動的に表示する装置である。
照明設備	単独荷卸しは夜間等の給油取扱所が営業していない時間帯に行われることが想定されるため、単独荷卸しの作業を行う場所において、容易に作業に必要な照度を得るための照明設備である。
防災設備	<p>単独荷卸しにおいて、乗務員が種々の作業及び緊急時における必要な対応を一人で容易に行うための設備である。</p> <p>ア 給油取扱所の見取図：単独荷卸し作業を行う場所（集中注入口の位置等）、単独荷卸しに必要な設備の位置を明示したもの</p> <p>イ 消火器：B火災用の能力単位の合計が10単位以上となるもの（本数は1本又は2本とし、給油取扱所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できるようにすることで差し支えない。）</p> <p>ウ 乾燥砂：25kg以上（使い易いようにバケツなどに小分けしたもの）</p> <p>エ 緊急用電話：消防機関等に連絡できるもの</p> <p>オ 通報連絡方法手順書：事故発生時に消防機関、給油取扱所の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したもの</p>

注1：異なる油種を誤って専用タンクに注入すること

石油供給者は、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項(単独荷卸しの仕組み)を定める必要がある。

石油供給者が構築する単独荷卸しの仕組みの主な内容は、次のアからウのとおりである。

- ア 給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備について、その種類及び性能(前頁表参照)、維持管理方法、設置状況のフォローアップ方法等
- イ 単独荷卸しに係る基本的知識、作業手順及び緊急時の対応等に係る教育訓練の方法、単独荷卸しに係る作業(荷積み作業及び荷卸し作業)に係るマニュアル等
- ウ 乗務員が、単独荷卸しを安全に行うために必要な知識及び技術を有していることを証明する書類の内容(当該書類は、乗務員の単独荷卸しに係る安全意識の向上につながるとともに、消防機関においても、立入検査の際等において、必要な知識及び技術技能を有する乗務員が単独荷卸しを行っていることの確認に役立つと考えられる。)

さらに石油供給者は、この単独荷卸しの仕組みに基づいて、運送業者及び給油取扱所の所有者等を指導し、単独荷卸しを適切に実施させる必要がある。

## (2) 運送業者の実施する事項

運送業者は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所に必要な安全対策設備を設置し、適切に維持管理する必要がある。

また、単独荷卸しを実施する場合に発生するトラブル、災害等に適切に対応するために運送業者が常駐させる者(運行管理者)及び乗務員に対し、安全

対策設備、事故発生時の対応等に関する教育訓練を実施するとともに、当該教育訓練を受けた乗務員に対しては、単独荷卸しに必要な知識及び技術を有することを証明する書類を交付し、当該証明書を携帯させて単独荷卸しを実施させる必要がある。

## (3) 給油取扱所の所有者等の実施する事項

給油取扱所の所有者等は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、給油取扱所に単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置し、適切に維持管理するとともに、単独荷卸しを行う場合の連絡体制、災害発生時の措置等について整備する必要がある。

また、給油取扱所の予防規程には、単独荷卸しを実施するために必要な事項を定め、市町村長等の認可を受け、これを遵守する必要がある。

## 3 単独荷卸しを実施する給油取扱所の予防規程

給油取扱所における単独荷卸しに係る安全を確保するためには、予防規程において、保安上必要な詳細事項を定め、これを遵守することが極めて重要である。

単独荷卸しを行う給油取扱所の予防規程には、危険物の規制に関する規則60条の2に規定される予防規程に定めなければならない事項に従い、次の項目を規定しておく必要がある。

- ・単独荷卸しが行われる給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること
- ・給油取扱所に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること
- ・単独荷卸しの実施に関すること
- ・単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること
- ・単独荷卸しの仕組み(給油取扱所に設置する安全

時代をリードする  
アクション&ハイテクノロジー

**SUPER GYRO LADDER ACT**  
先端屈折はしご車 MLJS4-30  
高所での消火・救助活動をサポートする  
先端のはしご屈折する内側のはしご車

**SUPER GYRO LADDER WT**  
水路付はしご車 MLGS4-30W  
高所での消火活動に威力を発揮する  
大容量放水の水路付はしご車



**MORITA**

**NEW KOMBINAT SYSTEM**

大型高所放水車  
MQA2-22

大型化学車  
MC-BC

「省力化合格機種」

泡原液搬送車

7344 8581 大阪市東淀川区西長瀬1-5-25  
Tel: 06-6756-0110 Fax: 06-6754-3461  
東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 松山

株式会社 **モリタ**



対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項) に関すること

- ・単独荷卸し時における給油取扱所の危険物保安監督者、従業員への体制に関すること

さらに、予防規程には、単独荷卸しに係る内容を具体的にするために、石油供給者の構築した「単独荷卸しの仕組み」を記載した書類<sup>注2</sup>、当該給油取扱所において、単独荷卸しを実施する運送業者のリスト、石油供給者が単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所に対して確約した書類(契約書等)等を添付することとしている。

これらの情報をもとに、単独荷卸しに係る仕組み等が適切であるかを消防機関が給油取扱所の予防規程の審査の際に確認することにより、当該給油取扱所において単独荷卸しを実施する体制が構築されているか否かを判断することが可能となるものである。

注2: 「石油供給者の構築する単独荷卸しに係る仕組み」については、危険物保安技術協会において石油供給者からの申請に基づき当該仕組みの評価を実施しており、給油取扱所の所有者等は当該評価の結果を予防規程の審査事務の簡素合理化に資するために、当該給油取扱所の予防規程の認可手続の際に活用することが可能となっている。

#### 4 予防規程の遵守

予防規程を変更せずに(これまでどおりの立会荷卸しを行う予防規程のまま)単独荷卸しを行っている場合は、当該給油取扱所において安全に単独荷卸しを実施できる状態になっているか否かについて消防機関による確認を受けることなく単独荷卸しが行われているものであり、保安上の問題が発生する可能性がある

考えられる。このため、当該給油取扱所においては、即座に単独荷卸しを中止するか、若しくは、単独荷卸しを実施するために、16号通知に基づいた安全対策設備の設置、予防規程の変更等を行う必要がある。

また、予防規程を変更している場合であっても、当該予防規程に従って単独荷卸しを実施していない場合には、保安上の問題が発生する可能性があるため、予防規程に従って単独荷卸しを実施するか、単独荷卸しを止める必要がある。


不適切な単独荷卸しを継続して行う等、悪質なケースについては、消防法に基づく危険物保安監督者の解任命令、危険物施設の使用停止命令等の措置が取られる可能性があるので留意する必要がある。

#### 5 今後の課題

16号通知においては、単独荷卸しの安全が確保されることが明らかになった石油供給者が単独荷卸しの仕組みを定めるとともに、関係者が必要な措置を講ずる場合についてのみ運用することとしているものである。これにより、はじめて給油取扱所において単独荷卸しを実施されることとなるものであり、関係者は、安全な単独荷卸しの実施に細心の注意を払う必要があると考えられる。


今後、これ以外の方法によっても、単独荷卸しについて安全が確保されることが明らかになった場合に、追ってその運用を始めることとしている。

(財)全国危険物安全協会 提供



AMATEC  
セイフティ＆フューチャー

かんじる しらせる けす  
**感知・通報・消火**・やりくり...



防火設備はさまざま、防火機器やシステムによる安全の構築です。  
総合防災アーリーヤマトロボテックは、感じる知らせる消す、この安全確保のベースとして、目的は、防火機器の研究・開発をどう、グローバルに展開していくか、完成させていくか。

防火は、最も迅速な環境への対応。ローカーは、サイレン・ブザー・ライト・スピーカー

防火設備は、さまざま、防火機器やシステムによる安全の構築です。  
総合防災アーリーヤマトロボテックは、感じる知らせる消す、この安全確保のベースとして、目的は、防火機器の研究・開発をどう、グローバルに展開していくか、完成させていくか。

防火設備は、さまざま、防火機器やシステムによる安全の構築です。  
総合防災アーリーヤマトロボテックは、感じる知らせる消す、この安全確保のベースとして、目的は、防火機器の研究・開発をどう、グローバルに展開していくか、完成させていくか。

**ヤマトロボテック株式会社**

本社 千537-0001 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)6976-0701代 東京本社 千108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

防火設備 防火機器 防火システム 防火機器 防火システム 防火機器 防火システム

## 危険物施設の事故例

■ 夜間、給油取扱所で、残油量確認時、ライターを使用し爆発事故となったもの  
神奈川県内の給油取扱所において、アルバイト従業員が閉店後の地下タンクの残油量の確認時にライターを着火し、マンホール内で爆発する事故が発生した。

### 事故の概要

給油取扱所のアルバイト従業員が、閉店後の業務の一環として地下タンクの残量確認をするため、点検口を開けマンホール内の油面計の数値を順次確認してい

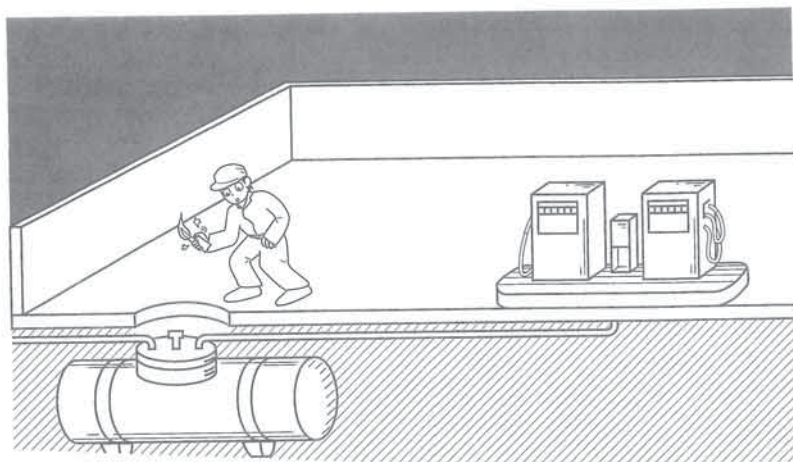
たところ、途中で懐中電灯が点灯しなくなったために、所持していたライターを付け油面計に近づけた瞬間、マンホール内で爆発が生じ、当該従業員が負傷したものである。

### 事故の原因等

アルバイト従業員が、懐中電灯代わりにライターを使用したため、マンホール内に滞留していた可燃性蒸気に引火・爆発したものの。

### 問題点

- ① 従業員に対する保安教育については、予防規程に従い実施していたが不十分であった。



- ② 事故原因となったピット内のガス滞留については、後日、気密試験等を実施したが異常が発見できなかった。


### 今後の対策

- ① アルバイト従業員の全く初歩的なミスであるので、

従業員に対する保安教育を形式化せず、具体的かつ実行性のあるものとする。

- ② 残油量の確認方法を毎日マンホールを開ける油面計読みとり方式から、事務室で一括表示できる遠隔方式に改善することも検討する。


(財)全国危険物安全協会 提供



**HATSUTA**

株式会社 初田製作所  
大塚本社 〒573 大塚府枝方市銀座田辺3-5 TEL.(0720)56-1281代  
 東京本社 〒105 南有明地区芝大門2丁目6-7 TEL.(03)3434-4841

原点はロスフリーベンションです。



ハツタは、あらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。

**頑固な夢がある。  
そこにある。**



# 保安講習について

この講習会は、消防法第13条の23に定められた、いわゆる法定講習である。

危険物製造所等で危険物の取扱いに従事している危険物取扱者(危険物保安監督者も含む)は、定められた期間内に受講しなければならない。

また、定められた受講期限は、原則として危険物の取扱いに従事した日から、1年以内(ただし、免状を取得した日、または前回講習会を受講した日から3年以内)となっている。(規則第58条の14)

## 1. 受講手続の要領について

- ① 予約申込書(所定の往復ハガキ:府下消防本部予防課又は消防署予防係で配布、ただし出張所には置いてないことがあります。)に、希望する会場等を記入して、郵送のこと。ただし、1事業所において、受講者が複数で、受講日が異なる場合は、封筒で一括して送付。その時は、返信用角封筒(切手貼付)を同封のこと。

- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキ(申請書)で、通知。(通知は、おおよね受講日の3週間くらい前に郵送予定)
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書(返信ハガキ裏面)に受講手数料(4,700円の大阪府証紙:申請場所で発売)を貼付して、申請のこと。申請書手続きを終了すると、受講券及びテキストを交付。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却できない。

## 2. 受講について

- ① 講習当日、本人が受講券・テキスト及び免状を持参し、所定の講習を受講のこと。
- ② 受講終了者には、免状に受講済印を押印し交付。
- ③ 講習時間は3時間。(開講時間は、講習会場により若干異なる。)

## 3. 問合せ先

〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7 (四ツ橋ビル)  
財)大阪府危険物安全協会 TEL06-6531-9717

# 平成11年度(11年9月~12年2月)危険物取扱者保安講習予定表

◇大阪北港コンビナート関係			
回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
38	10月14日(水)午後	住友金属(株)	JR・桜島線・安治川口駅
42	10月20日(水)午後	住友金属(株)	〃

◇給油取扱所関係			
回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
24	9月9日(木)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
33	10月7日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

◇タンクローリー関係			
回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
20	9月4日(土)午前	大阪府トラック総合会館	JR・環状線・京橋駅
26	9月18日(土)午後	大阪府トラック総合会館	〃
35	10月8日(金)夜	*臨海センタービル	堺市石津西町7
36	10月12日(火)午後	*臨海センタービル	堺市石津西町7

注1. 回数欄中※印の会場は、8月12日現在ですすでに満席です。

注2. 保安講習の講義時間は3時間です。  
(開講時間は、講習会場によって若干異なります。)

注3. 会場欄中\*印の会場は駐車可。  
(ただし、堺市民会館は有料。)

◇一般の部			
回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
21	9月8日(水)午前	豊中市消防本部	阪急・宝塚線・豊中駅
*22	9月8日(水)午後	豊中市消防本部	〃
*23	9月9日(木)午前	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
25	9月14日(火)午後	和泉解放総合センター	JR・阪和線・信太山駅
29	10月1日(金)午後	守口門真商工会議所	京阪・門真市駅
37	10月13日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
43	10月22日(金)午後	八尾市消防本部	八尾市高美町5-7
*44	10月26日(火)午前	北河内府民センター	京阪・枚方市駅
*45	10月26日(火)午後	北河内府民センター	〃
46	10月27日(水)午前	高槻市消防本部	JR・阪急・高槻駅
47	10月27日(水)午後	高槻市消防本部	〃
48	10月28日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
49	11月8日(月)午後	大東市消防本部	JR・片町線・住ノ道駅
50	11月16日(火)午後	柏野藤消防本部	藤井寺市青山3-613-8
51	11月19日(金)午後	富田林市民会館	近鉄・南大阪線・喜志駅
52	11月24日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
53	11月29日(月)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
54	12月2日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
55	2月4日(金)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
56	2月9日(水)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
57	2月10日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
58	2月14日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
59	2月16日(水)午後	大阪府商工会館	〃
60	2月17日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅

# 危険物取扱者準備講習のご案内

平成11年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のおり受験準備講習会を開催いたします。

## 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	9月21日(火)、9月22日(水)、9月28日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口スグ)
乙種 4類	1期	9月20日(月)、9月21日(火)	大阪府商工会館
	2期	9月22日(水)、9月27日(月)	大阪府商工会館
	3期	9月29日(水)、9月30日(木)	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	4期	9月17日(金)、9月20日(月)	北河内(枚方)府民センター (京阪・枚方市駅ヨリ約5分)
	5期	9月29日(水)、9月30日(木)	東大阪市民会館 (近鉄奈良線・永和駅ヨリスグ)
	6期	9月30日(木)、10月1日(金)	高槻市消防本部 (JR・阪急高槻駅ヨリ10分)
	土曜コース	9月18日(土)、9月25日(土)	9時10分～16時
日曜コース	9月19日(日)、9月26日(日)	9時30分～16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)
丙種	10月1日(金)	9時～16時	大阪府商工会館

(注)甲種は3日間で、乙種(1期～6期)と土曜・日曜コースは2日間で1コースです。

## 2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。
- ② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当ててしていますので、満席の節は受付ができませんからご了承下さい。
- ③ 申込手続きは代理でも結構です。

受付場所		日時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会	9月1日(水) 午前10:00～11:30
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	9月2日(木) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口・門真防火協会	9月2日(木) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内 (南海・岸和田駅ヨリ西へ10分)	岸和田市火災予防協会	9月3日(金) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会	9月3日(金) 午後2:00～4:00
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅ヨリ12分)	茨木市災害予防協会	9月6日(月) 午前10:00～11:30
枚方寝屋川消防本部内 (京阪・枚方市駅南へ5分)	枚方市・寝屋川市防火協会	9月7日(火) 午前10:00～11:30
高槻市消防本部内 (JR・阪急高槻駅ヨリ10分)	高槻市火災予防協会	9月7日(火) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会	9月13日(月) 3日間とも
		9月14日(火) 午前9:30～午後4:30
		9月16日(木) (ただし、正午から40分異食休み)

## 3. 日曜・土曜コースの申込方法

日曜コース(定員140名)、土曜コース(定員140名)は電話(06-6531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

## 4. 会費

テキスト不要の場合は、甲種・乙種、各2,000円割引(テキストは平成11年度用改訂版を使用)

種別	会費	会員外
甲種	16,800円	18,900円
乙種4類	12,600円	14,700円
乙種(土曜コース)	13,650円	15,750円
乙種(日曜コース)	14,700円	16,800円
丙種	6,300円	7,350円

(注)1、消費税込の料金です。

2、大学、高校、各種学校の学生については、学生割引として会費は会員扱いとします。(申込時に学生証を提示すること)